

第4章 地域福祉施策、地域福祉活動の展開

基本目標1 福祉の心の育みと地域の担い手づくり

市民が考える課題等

地域懇談会より

地域交流

- ・ひとり暮らしの方を地域の交流活動に参加させることをしたい。
- ・地域の人たちともっと交流したい。若い人たちの顔がわからない。
- ・地域の大人（お年寄りも）と子どもたちが気軽に交流できるようにしたい。

ボランティア

- ・話し合い訪問など、ひとり暮らし高齢者に対してのボランティアをしたい。
- ・少しでもいろいろな場所に出向き、ボランティアを続けたい。
- ・自治会内で、災害時や日常の見守りのボランティア組織を立ち上げたい。
- ・ボランティア組織を立ち上げるには、行政などの支援が必要。

支援が必要な人への理解

- ・認知症の方への理解が必要。理解を深めた上での必要な支援をする。
- ・障がいのある方への理解がない。もっと理解を深めて地域に出ていけるようにしなければならない。
- ・発達障がいや精神障がいについて、地域の方に理解してもらえそうな講座をやりたい。

基本方針1 福祉の心を育もう

現 状

- 地域には、子育て家庭、ひとり暮らし高齢者、障がいのある人、外国人など、様々な人が生活している中、お互いの理解と交流は十分に進んでいません。このため、すべての市民に対して、年齢の違いや障がいの有無に関わらず、お互いを認め合い、尊重しながら支え合う意識を十分に浸透させることが必要です。
- また、福祉の心は、交流活動などを通じ福祉を必要とする当事者とふれあい、生活感覚などを理解し育てることが必要です。このため、子どもをはじめ福祉の心を育てるためには、地域での豊かな体験が不可欠となっています。

施策と活動の方向性

① 地域福祉への理解と関心を高める啓発推進

行政の取組み

- 地域福祉活動の必要性や活動事例を、市のホームページや広報紙などを通じて広く周知し、助け合い・支え合う福祉活動への理解を促進します。
- 地域福祉に関する講座、イベントなどを開催し、地域福祉の考え方を周知します。

主な具体的事業・取組み

- ◇ホームページや広報紙への掲載
- ◇とちぎ協働まつり等での啓発
- ◇市職員出前講座の活用

市社会福祉協議会の活動

【地域福祉の普及啓発と理解促進】

- 市社会福祉協議会が発信する広報や交流事業などを通じ、地域福祉活動の必要性などを広く啓発し、普及と理解促進を図ります。

具体的事業

- 広報の有効活用(社協だより、ホームページ、フェイスブック、マスコットキャラクター)
- 福祉功労者等表彰式
- ふれあい交流事業

重点事業・新規事業

(目的)子ども、高齢者及び障がいのある方もない方も一緒に交流することで、地域に住む人々が互いの理解を深め、助け合いの気持ちを育みます。また、障がいの理解及び社会参加を促進します。

- ふれあい交流事業【重点】

市民にお願いすること

- 市や市社会福祉協議会が発行・発信する福祉情報に関心を持ち、目を通しましょう。
- 地区で実施される地域活動や市、市社会福祉協議会が企画する地域福祉に関するイベントなどに積極的に参加しましょう。
- 地域福祉活動者は、地域住民に対し活動の状況をわかりやすく伝え、幅の広い市民に対して実践の機会を提供しましょう。

② 福祉教育・福祉学習の推進

行政の取組み

- 家庭、学校、関係機関・団体、市社会福祉協議会などと連携し、幼少期からの“福祉の心”を醸成するため、高齢者や障がいのある人、幼児などとの交流事業や福祉に関する体験学習を実施します。
- 子育てや介護、障がいのある人など支援が必要な人の実態や具体的な支援方法などについての学習機会を提供し、市民主体の福祉活動へとつなげます。

主な具体的事業・取組み

- ◇ホームページや広報紙への掲載(再掲)
- ◇福祉に関する教育、生涯学習の推進
- ◇市職員出前講座の活用(再掲)

市社会福祉協議会の活動

【福祉教育・学習の推進】

- 地域や学校など教育関係者と連携を深めた福祉教育を実施します。
- 福祉教育を実際の活動に結びつけるための活動を充実します。

具体的事業

- 小中学校など福祉授業への講師派遣や体験活動の受入れ
- 児童、生徒のための福祉講座
- 福祉体験機器等の貸出
- 先生のための福祉講座

重点事業・新規事業

(目的)市社会福祉協議会と学校が連携を図り、相互の意思を取り入れた充実したプログラムを作成することで「福祉の心」を育みます。

- 先生と共に創る福祉教育プログラム【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	⇒	実施	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 家庭をはじめ、隣近所など身近な地域において福祉について話し合しましょう。
- 子どもから高齢者まで、福祉への関心を持ち、福祉について学びましょう。
- 子育て支援事業や高齢者福祉事業などの地域における福祉事業に参加し、そこで行われる内容を広め、福祉教育や学習の推進に協力しましょう。

基本方針II 地域の活動に参加しよう

現 状

- 隣近所と顔を合わせる機会の減少により、近所付き合いの希薄化が進んでいます。
- 地域社会における人間関係の希薄化とともに、個人のライフスタイルの多様化など様々な理由により地域に目を向ける、あるいは地域活動に参加する余裕がないなど地域を取り巻く環境は変化しています。
- 自治会活動などは、身近な市民同士がふれあうことのできる重要な機会です。こうした機会を通じ、地域の身近な生活課題に気づき、話し合い、お互いを支え合える関係づくりを進めることが求められています。
- アンケート調査から、地域活動やボランティアへの参加意向は高く、団塊の世代など退職者の能力を活用した活動機会を拡大するとともに、多様なボランティア活動や地域福祉活動への参加を促すことが必要です。

施策と活動の方向性

① 市民同士の活動の促進

行政の取組み

【交流活動の促進】

- ボランティア、NPO 法人、市民活動を支援し、サロン活動やサークル活動など、交流機会を充実するとともに、市民同士の身近な情報交換や相談の場としての機能づくりを進めます。
- 子育て支援、健康づくり、介護予防などを通じた、身近な地域における市民活動の活性化を図ります。
- 様々な世代が参加できる活発な地域交流活動を促すため、各種地域行事への支援を充実します。

【地域福祉活動の促進】

- 行政との協働による市民主体の地域福祉活動を活性化するための支援を充実します。

主な具体的事業・取組み

- ◇自治会活動への支援
- ◇老人クラブ活動への支援
- ◇はつらつセンター事業の充実
- ◇福祉を通じた交流活動の充実
- ◇市民活動推進センターからの充実
- ◇市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”の推進
- ◇地域版プラットフォーム事業の推進

市社会福祉協議会の活動

【 i 市民活動への支援】

○市民活動を積極的に行うことができるよう支援を行います。

具体的事業

- 福祉団体やボランティア団体の活動への補助や事業への協力
- 福祉団体等の運営支援
- マイクロバス貸出

【 ii 地域活動の機会の提供】

○福祉まつり、スポーツ大会、世代間交流など地域活動の機会の提供を充実します。

具体的事業

- 福祉まつり等の開催
- ふれあい交流事業(再掲)
- 世代間交流事業の推進

【 iii 当事者同士の交流機会の充実】

○当事者同士のふれあいや福祉団体間の交流、情報共有を深めるための交流事業を充実します。

具体的事業

- 各当事者団体スポーツ大会への協力
- 各当事者団体交流事業の開催、協力

【 iv 高齢者の自立と社会参加への支援】

○高齢者の自立と社会参加を促進するための事業を充実します。

具体的事業

- ひとり暮らし高齢者などの会食会への支援
- 高齢者世帯などの訪問活動への支援

重点事業・新規事業

(目的)近所付き合いの希薄化を防止することで、円滑な人間関係を形成します。

- 地域住民及び関係機関との連携強化(地域ニーズ把握)【重点】

市民にお願いすること

- 自治会などの活動に協力し、積極的に参加しましょう。
- 身近な地域で住民同士が気軽に集まれる機会をつくりましょう。
- 誰もが参加しやすい魅力ある活動内容を多くの住民で話し合しましょう。

基本方針Ⅲ 地域を担い、福祉を支える人を育てよう

現 状

- 市民の生活課題は多様化、複雑化し、個人や家庭の力だけでは解決できないことが多く、身近な地域での支え合いや助け合いが必要になっています。このため、地域の福祉課題のニーズに即した人材の育成が必要です。
- 地域では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティアなどが連携し、地域福祉活動の担い手となっています。一方、核家族化の進行、共働き世帯の増加などの地域状況の変化により、特に若い世代など幅広い年齢層の担い手が確保できない状況にあります。

施策と活動の方向性

① 地域福祉を担う人材の育成

行政の取組み

【民生委員・児童委員活動への支援】

- 地域におけるきめ細かな福祉活動を推進するために、民生委員児童委員協議会への支援を強化します。
- 民生委員・児童委員活動の資質の向上を図るため、各種研修会を充実します。
- 見守り活動など、民生委員・児童委員活動に必要な個人情報の提供や地域関係者との情報の共有化を図ります。
- 民生委員・児童委員の認知度向上に力を入れ、地域ぐるみの福祉活動を活性化します。

【ボランティア活動者の拡大】

- 市民活動推進センターくらら、市社会福祉協議会のボランティアセンターとの連携体制を強化し、ボランティア、NPO 法人、市民活動の活性化を図るとともに、市社会福祉協議会との協働によるボランティアニーズなどの情報を積極的に発信し、担い手の拡大を強化します。

【多様な人材の育成】

- 地域の関係者や市社会福祉協議会との連携を強化し、これからの地域福祉に必要な多様な人材を育成します。
- 複雑多様化する生活課題の早期発見・早期支援につなげるため、多重課題に対応できる相談員を育成します。

主な具体的事業・取組み

- ◇相談員研修の充実
- ◇地域に必要な相談員の把握
- ◇市民活動推進センターくららの充実(再掲)
- ◇市民活動推進事業“とちぎ夢ファーレ”の推進(再掲)
- ◇地域版プラットフォーム事業の推進(再掲)
- ◇地域のコーディネーターの養成

市社会福祉協議会の活動

【i ボランティアの養成・育成支援】

- ボランティア活動のきっかけ作りとしての各種養成講座を実施します。
- 各種養成講座受講者をボランティア活動の担い手として結び付けるために、受講後のフォローアップ体制を強化します。
- 多くの市民が参加しやすいような受講環境を検討します。

具体的事業

- 各種ボランティア養成講座(手話、点訳、傾聴、ボランティア入門、シニアボランティア等)
- 各種養成講座終了後のボランティア団体紹介や活動紹介
- ボランティア団体への支援

【ii 福祉関係講演会の開催】

- 福祉関係の講演会や講座を開催することにより、市民の福祉意識の向上を図るとともに、地域福祉活動の担い手としての参加や意欲を高めます。

具体的事業

- 介護(人権)講演会の開催
- 栃木市民講座の開催(認知症の理解)

【iii 社会福祉専門職の育成】

- 将来、社会福祉の専門職として活躍する人材育成のため大学生等の実習生を受け入れます。

具体的事業

- 大学生等の実習生の受入れ

重点事業・新規事業

- (目的)大学生等の実習生を積極的に受け入れ、将来の専門職を育成します。
- 大学生等の実習生の受入れ体制の充実【重点】

市民にお願いすること

- 自らが地域福祉活動の担い手であることを認識しましょう。
- 自分の知識や経験を福祉活動やボランティア活動に活かしましょう。
- 幅広い世代から担い手を育成しましょう。

② 地域福祉活動のキーパーソンの育成

行政の取組み

【市民主体の活動を担うリーダーの育成】

○見守り活動や地域福祉を担う人材を、市社会福祉協議会との連携により育成します。

主な具体的事業・取組み

- ◇民生委員・児童委員活動への支援
- ◇高齢者ふれあい相談員活動への支援

市社会福祉協議会の活動

○地域単位で、地域ニーズの把握や生活課題の早期発見・早期対応(支援へのつなぎ)が行える核となる市民を育成します。

重点事業・新規事業

(目的)生活困窮者やひきこもりなど深刻な生活課題の解決や孤立防止などに対応するため、身近な地域における支援員を確保します。

生活課題に対応できる地域人材の育成【新規】

<新規事業 年次計画>

平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
検討・準備	⇒	研修・育成	⇒	⇒	⇒

市民にお願いすること

- 自分の知識や経験を福祉活動に活かしましょう。
- 地区社会福祉協議会活動を活性化し、市社会福祉協議会との連携を図りましょう。
- 地域に必要なキーパーソンを育成しましょう。